

一般社団法人 日本歌謡協会 会則

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

- 第 1 条 ① 本会の名称を一般社団法人・日本歌謡協会（以下協会という）と称する。
- ② 協会の主たる総本部事務所を「東京都八王子市」に置く、実務面の詳細住所は第3章に定める理事会において必要に応じこれを定める。
- ③ 本会則第5章の定めに従い、総本部所在地以外の地域において支部を設立することが出来る、この場合は日本歌謡協会〇〇支部と称呼する、また県単位に於いて複数の支部が存在する場合、それを統括する為日本歌謡協会〇〇県本部と称呼する事を妨げない。

(目 的)

- 第 2 条 ① 協会は歌謡愛好者ならびに歌謡関係の従事者を会員とし、会員相互の親睦・融和を計り、健全な歌謡曲の普及・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 ① 協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1、協会主催または協賛による歌謡大会等の開催。
 - 2、研修会の開催等による歌謡指導者の育成。
 - 3、歌謡指導員・歌謡師範位等の認定。
 - 4、作詞・作曲活動及び歌手の育成支援。
 - 5、機関紙の編集及び発行。
 - 6、親睦旅行及び行楽会の企画・開催。
 - 7、前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業。